

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考8を備考7とする。

別表第二の備考2(4)を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、令和三年七月分の徴収金から適用し、同年六月分以前の徴収金については、なお従前の例による。